

令和6年第2回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和6年6月21日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長 兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	後藤隆	健康福祉課長	安田春好
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会 事務局長	神野藤浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第35号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案第36号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第37号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第38号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 0 号 大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 1 号 大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 大玉村地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 3 号 大玉村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 令和 6 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 4 5 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 4 6 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 4 7 号 令和 6 年度消防小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

- 請願第 1 号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 請願第 2 号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 陳情第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

- 議員発議第 2 号 国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について
- 議員発議第 3 号 県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について
- 議員発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について
- 議員発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

議員派遣の件について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	1 番	館 下 憲 一	P. 7 8 ~
2.	8 番	佐 原 佐百合	P. 9 1 ~

## 会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

1番館下憲一君より通告がありました「自主・自立を選択した村の総合振興計画は、未来に向けたメッセージとなっているか」の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました1件について、これより一般質問を行います。

1、自主・自立を選択した村の総合振興計画は、未来に向けたメッセージとなっているかについてでございます。

安達太良山に抱かれた大自然の中で住民が住みたい、移り住みたいと思う村づくりを目指し、自主・自立の道を選択しました。総合振興計画には、「未来に向けたメッセージであり、大玉村を舞台に、未来を生きる住民が、思い思いのライフスタイルでいきいき生活していく将来像を示すことが必要です」とあります。これは振興計画の22ページに記載されております。東日本大震災、新型コロナウイルス感染症を経て観光振興や子育て環境、将来を担う子どもたちが健やかに育つ環境をどのように推し進めていくのか。総合振興計画は未来に向けたメッセージとしての役割を果たしているのかをお尋ねいたします。

昨日の質問者とダブる部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思いません。

まず、（1）の質問であります。

観光の復興・創生では、新型コロナウイルス、かなりの影響が大きかったのかなというふうに私も思います。そういった中で、観光需要が低迷する中、関係機関等と連携し、喚起・回復を図る施策を推進すると振興計画の28ページに記載されておりますが、その内容についてまず伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が昨年5月に第5類に移行しまして、昨年からおおたま

夏まつり、あるいはうまいものまつり、これらイベントについてコロナ前の形で開催をしております。今年度につきましても、おおたま夏まつりを8月に、うまいものまつりを10月にそれぞれ開催すべく、現在実行委員会で準備を進めているところでございます。

まずは、こういった村からの情報発信として村内の事業者あるいは生産者、関係機関と連携いたしまして、村の魅力と食のおいしさの情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、首都圏や県外におけるイベント、友好交流都市でのイベント、こういった物販を通しまして対面販売、SNS等を通じました情報発信、キャンペーン等を展開することによりまして大玉村の認知度を高め興味を持っていただき、観光誘客につながる仕掛けを実施する、こういったことについて継続して実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 夏まつりの関係については非常にもう時期的にも暑い中、いろいろ苦慮されて開始時間を遅らせたり、工夫してやっているんだなということで、また今年も当然のように暑くなると思うので、その辺十分検討しながら進めていただければと思います。

44ページ、45ページのほうに「観光資源の知名度向上」の取り組みということで記載されておりますが、その取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

村内に様々な観光資源ございますけれども、一般的に村外に対して知名度があるかというふうなところは、私どもとしてもまだ情報発信不足なのかなという点は否めないというふうに感じております。

しかしながら、名倉山の登山道、村内の方も毎日のように登られるという方もいらっしゃるんですが、私ども登山道整備などにいきますと、会津ナンバーの車があたりだとか、郡山ナンバーの車があたりだとか、結構、1か月に一遍来るんですよというふうなこともございました。こういった方々、どういうふうな方法で情報を取得されているかというふうなことで、知人から聞いたとか何かということもありますので、こういう事例も含めながら、しからばどういうふうな形の知名度向上がいいのか、その辺も十分に考慮しながら進めてまいりたいと感じてございます。決して、今が十分に認知度を高める取り組みを行っているというふうには感じてございませんので、この部分強化をしてまいりたいというふうに感じてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 村の観光資源はそんなにたくさんあるわけではないのかなと思いますけれども、観光資源だけではなくて村自体の知名度を上げるということで、例えば

マチュピチュ、今年10周年ですか。そういうのを迎えるということで、非常にこれ盛り上がれば村の知名度もかなり上がるのかなと。

それから、これテレビでDASH村なんかやって、よくよそに行くと大玉村ってDASH村でしょうなんて言われますけれども、そういうのもどンドン活用して村の観光資源も含めて知名度のアップに努力していただければと思います。

同じページで、観光体験メニュー開発事業の中に、何かドローンの活用でというような文言が書いてありますが、それらの進捗状況等を説明をお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

振興計画45ページに、主要事業として観光体験メニューの開発事業というところで、ドローンでの観光活用の検討というふうなことで記載をさせていただいてございます。これらについては、ドローンで外から、空から村を見てみようというふうな、そういうふうな体験も取り組めないかというふうなところでの記載でございますが、現時点ではまだ具体的なものにはなってございません。今後、様々な体験メニュー検討する中で、これらの実現についても図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） それでは、（2）の次の質問に移りたいと思います。

観光レク施設・アットホーム旧館の利活用について伺います。

アットホーム周辺の施設、利活用については、以前職員によるプロジェクトチームによりいろいろ検討されたと思いますが、その成果の関係を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

アットホーム旧館、観光レク施設の利活用検討プロジェクトということで、職員のプロジェクトチームの中で検討をした成果がございまして。これについては、提案の一つとしては、マイファームということで、ここに体験農園とございますか、そういった利用できる農園のような形でできないかというふうな考え方の提案が1つ。もう一つにつきましては、これは主に観光レク施設に限った部分でありますけれども、フラワーパークにできないかというふうなところで、これらにしていく上で旧館についてもそれぞれに活用、あるいは解体も含めた検討が必要なんではないかというふうなところでのプロジェクトの一定の方向性が職員の中で示されて、報告を受けたというふうな内容でございまして。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 様々なアイデアが出ていると思いますので、ぜひそれを実際の事業として取り組めるような方向に検討していただければと思います。

アットホームおたまの現状は大変厳しいということで、昨日の先輩議員も質問し

ておりましたが、今後の方向性について、やはりアットホームの施設だけではなくて、やはり周辺の利活用が一緒にやっていかないとかなり厳しいのかな、全体の利用がどんな考えがあるか、今の時点での考えを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

アットホーム周辺の観光レク施設につきましては、今年の4月に旧館向かいの広場において地域おこし協力隊が発案、運営をいたしましたイベント等が開催されました。今後もこういった形で施設を活用しながら、周辺施設や団体の方々と連携したイベント開催等を通じて、これらの施設の利活用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

また、施設の恒久的な利活用に向けた周辺の環境整備につきましては、アットホーム旧館の改修や解体、先ほども申し上げましたが、これらも必要となるということも考えられますので、この費用対効果を十分に検討するとともに、アットホームおおたま本体の運営についても総合的に勘案しながら進めていくことが必要であると考えておりますので、このようなことで検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 地域おこし協力隊によるイベント、何か非常に好評だったようなふうに私も聞いております。やはり、4号線にある広場と全然条件が違うので、通りすがりの方を対象にという感じではなくて、やはり人を集める努力をしていけば、何かイベントをやるとかなり人が集まるといような実績もあるようなので、やっぱりそういうのもっとどんどん生かして、アットホームのほうの収益にもつなげるような方策を職員で工夫してやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

次の質問でございませう。（3）になります。

村民の村民の森・三ツ森ため池のプロジェクトチームによる提案は具現化されたのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

ふれあい村民の森、さらには三ツ森ため池のプロジェクトチームによる提案ということで、それぞれにこれもアットホーム旧館、観光レク施設のプロジェクトと同様の形で検討を進め、提言をいただいたところでございます。

それぞれに様々な、三ツ森につきましては例えばウオーキングと紅葉狩りと歴史を組み合わせた体験はできないかとか、それから農業、農村体験はできないか、あるいはゴルフ場と組み合わせたアクティブパークのような使い方はできないか、さらにはふれあい村民の森につきましては、ため池周辺、これを上流部に水遊びを持ってきて、その後に遊具、それからステージ、ドッグラン等も設けられないかというふうな形で

の提案をいただきました。これは、それぞれ職員が何度となく会合を重ねて一定の方針という形で提案をしたものでありまして、今後私ども検討をしていく上で大きな財産というふうに考えてございます。

現状におきましては、これら実現できる財源の確保に向けて調査を行っているところでありまして、これら提言を基にしながら調査を進めてまいり、実施時期につきましては既に基本構想の策定を行っております、仮称であります、再エネ・アグリパークの見通しが立った後に着手したいというふうな形で考えているところでございます。

また、三ツ森ため池につきましては、現在、県道石筵・本宮線の郡山側部分の開通の見通し、これが事業化で大きく進展する見通しとなっておりますので、これらの見通しが立った後に一体的な事業展開によって事業効果の高い取り組みとなるような方策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） それぞれ様々な提案なりが出ている素晴らしい内容ではないかなというふうにも思います。やはり提案されてすぐに実行というわけにはいかないと思いますけれども、できる限りその財源を見つけて、この1つ、2つでも実現できるというようなことになれば、職員もスキルアップのためというのも当然重要な内容だと思いますが、やはりこの取り組んでやった実績、そしてそれが現実的なものになるという、そういった、何というんでしょうね、仕事に対する完成の喜びみたいなものに結びつくと思いますので、非常に重要な内容ではないかなというふうに考えております。なので今後も、別のほうのプロジェクトチームも今稼働しているようでございますけれども、そちらのほうもしっかりいい案を出してもらえりような方向で運営していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

（4）の子育て世代に、今ほどお話しした観光レク施設周辺の、それから村民の森、三ツ森ため池等の関係施設、これについての活用でございますが、これ67ページのほうにも記載されているようですけれども、子育て支援政策は村が先行して今まで実施してきまして、そのそのおかげで昨日の質問にもありましたように、県内の14歳年少人口の割合がトップだということですので素晴らしいなというふうに思っております。

ただ、ここにきて、よその町村と色々な部分で横並びの状態になっているのではないかなど。それを何とか大玉の特徴を出すために、やはりその子育て世帯に対して、遊び場が欲しいという要望も何かあったようなことだと思いますけれども、やはり大玉村には大玉村に合ったものでいいのではないかなど。本宮市のみずいろ公園のような大きなものを造っても、じゃそれだけで本当に人が遊びに来るのかなという部分もありますし、欲しいというその要望は分かります。ただ、それに対してやはりある程度その費用対効果も当然村のほうでは勘案すると思いますので、これは村長が私も現役時代によく言われておりましたが、財源を確保して、そして効果的な事業をやれと

というようなことで工夫が必要だぞというふうに言っておりました。

大玉村は先ほど言ったように年少人口が1位で、移住された子育て世帯に対する施策がこれからまた新たなものを持っていかないとなかなか難しいのかな、その温泉施設とか、そういうため池とか遊び場、そういうものを利用し、例えば家族の健康増進とか子どもの遊び場の活用などを検討できないか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

総合振興計画策定に当たっての住民の意識調査、アンケートの中では施策の満足度の中で、生活環境において低いほう、満足度が低いものとして公園、それから公共交通というふうな部分が挙げられてございます。これらについての満足度が低いというふうなところを十分に承知いたしてございまして、一つは、公共交通の部分では村外とつながるこの交通の確保というふうなところで現在スマートインター、あるいは高速バスと、こういったものを大きな施策として挙げているところでございまして、もう一点、これら公園というふうな部分で子どもたちが遊べる、あるいは散歩できる、そういったものというのが極めて重要ではないかというふうに考えてございます。

先ほど申し上げました各施設の整備につきましては、これらの状況を踏まえまして、子どもたち、あるいは子育て世帯が魅力を感じるような施設となるように整備活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 大玉の方式でやって私はいいのかなと思います。近隣にはいろんな大きい施設ありますので、それはそれで、郡山であれば広域連携のほうで同じように市民と同じような形で使えるような協議を進めていただければ、その世代の方も郡山に行っても楽しく時間を過ごせるというような形になるかと思えます。あんまりお金をかけないで、現場を利用した、斜面を利用したちょっとした遊具とか、そういうのもいいのではないかなというふうに考えますので、十分その辺は検討して、子育て世代にある程度満足いただけるような中身、それからアットホームの周辺を利用しながら、アットホームも活用して温泉で健康になってもらうというような方向をぜひ検討していただければなと思えます。

それでは、次の質問（5）に移ります。

組織力の向上を図るため、若手職員のプロジェクトチームへの参加や研修等による職員能力の開発、業績評価の推進ということで、先ほども何か所かのプロジェクトチームの話ありました。業績の評価、推進ということでありますが、それらの成果について伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1番議員さんにお答えをいたします。

現在、政策推進課におきましては、本年度より業務効率化や住民サービスの向上などを目的としました自治体DXに係るプロジェクトチームを設置しております。チー

ム員には庁内の若手職員8名で構成をいたしまして、事務局を政策推進課情報広報係で担っております。

現在までのところは、先月、神奈川県藤沢市とNTT東日本が共同実施をいたしました生成AIの活用事例に関するオンライン研修を受けたところでございます。

今後につきましては、福島県が実施いたしますICTアドバイザー市町村派遣事業の事業採択を進めておりますので、採択後にはプロジェクトチームで業務効率化や住民サービスの向上のために、どのようにDXを推進していくかについてアドバイザーの支援を受けながら研究していく予定としております。

また、本プロジェクトチームにつきましては、自分の業務以外の情報や知識の習得、情報共有、意見のすり合わせ、そして最後に成果の報告などを学んでいくという若手職員の研修も兼ねて実施をすることでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 建設課が所管いたします地域振興施設推進プロジェクトチームにつきましては、現在の直売所ふれあい広場周辺を核といたしました地域振興施設の基本構想策定を目的として立ち上げまして、メンバーとして庁内各課の職員のほか、国・県等の関係者をアドバイザーとして迎えまして、令和5年3月16日の第1回会議開催以降、これまで8回会議を重ねて提言案の作成を進めているところでございます。

これは昨日申し上げました大玉ゲートウェイの一角を占める地域振興ゾーン、この中核をなすものでございまして、これらに職員の思い、そういったものを今入れているところでございます。

引き続き会議を重ねまして、今年度内の地域振興施設の基本構想策定に向けて推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） それぞれプロジェクトチームのほう一生懸命頑張っているようでございます。やはり先ほどもちょっとお話ししましたけれども、これをやる成果が多分出てくると思いますので、それをきちっと生かしていく、そして、本来はその職員が、何というんでしょうね、頑張ったということでは何かあってもいいのかなというような気はするんですけども、全員がその場に携われれば一番いいのかなと思いますけれども、なかなか通常業務をやりながらそこに携わるというのは少し厳しい部分があるのかなと。

そこで選ばれた職員の人があるということになれば、当然その評価もきちっとしていただいたほうが職員のやる気につながるのかなというふうに思いますので、成果があっただけではなくて、それを実行に移して職員もきちっと成果していくということが必要なのかなと。職員の総合振興計画の理解度といえば当然皆さん理解しているというふうに私は思っているので、この振興計画を熟知して今後の村づくりに生かして

いただきたいなど。もう少しで半分がたちますので、あとの半分をしっかりと目標に向かってやっていくというのは非常に大事なのかなというふうに考えております。

次の質問です。

(6) 住民自治活動の活性化、63ページのほうにあるんですけども、大玉は米作が中心で豊かな田園風景を守っているのは農作業をしている方だというふうに私は理解しております。転入されている方が作業中細い農道を通りまして、作業が優先なのか、通行が優先なのかと非常に微妙な部分であるかと思うんですけども、やはりこの風景を守っているのは農家の皆さんで、四六時中そこにて作業をしているというような中身では私はないのかなと、季節的に春作業、秋作業というような状況なのか、それに対してやはり車、ちょっと邪魔になるよみたいな話がされると非常に作業している方はどうしていいかわからないと、暑いさなか田んぼの端っこから走って戻ってきて車をよけたみたいな話もちょっと聞きますので、やはり転入される方にコミュニケーションの一部として大玉村はそういう村なんだよと、だからそういう时期的にそういうのはありますのでご理解いただきたいというような、そういうお知らせをしているのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

豊かな田園風景を守るために重要な役割を果たしております農家の方々について転入された方々に適切にお知らせすることは極めて重要であるというふうに考えておりますが、現状では転入された方に対して農作業に対する具体的な情報提供については十分に行えていないというふうな現状であるというふうに認識をしております。

農業は我が国の食料生産を支える重要な役割を果たしているだけではなくて、環境保全あるいは文化の継承、地域社会の維持等々の多面的機能を有しておりますので、新たに転入された方、あるいは非農家の方々も増えてございますので、これら地域社会の一員としてこういった豊かな田園風景を守る意識の共有、あるいは農業の多面的機能、こういったものについて、現状では農作業というのはこういうふうな現状で行われているんだ、そういうふうなことを実際に知っていただくことは極めて重要でありますので、一つの手法として多面的機能支払交付金事業、これについては非農家の方も作業によっては参画いただけるような、そういうふうな事業もございまして、こういった活用も含めながら周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） なかなか難しい問題ではあるのかな。やはり中には放送、防災無線に関していろいろ泥を落とさないように一生懸命やっているんだけどもなという方もいて、放送なんですのかなというふうな話もされ、聞くときもあります。

ただ、やむを得ない状況ではあると思いますけれども、例えばプラント5の西側というんですか、プラントかプラントの後ろの、後ろではないな、西側の道路を途中か

ら農道に入っていく部分で、何か一部側溝を蓋がけにして待避所なり作業所みたいなものを造ってある場所があるので、なかなか道路、これから農道広げるといってもかなりのお金もかかると思うので、そういう例えば車がある程度多く通りそうな場所、やっぱり住宅とかできると交通の流れが変わって、今までほとんど車通らなかったような所を車が頻繁に通るようになってきたりとかというものはあると思うので、そういったものをちょっと地元の区長さんなりにお聞きしながら、例えばここはよく通りますよとなれば、そここのところのそういう待避所みたいなものをちょっと検討するとかということは今後努めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の質問に移ります。

(7) 公共施設の総合管理の推進ということで、67ページのほうに各施設の修繕・長寿命化・統廃合等の計画についてということで伺いたいと思いますが、これ村民プールとか、昨日も質問出ました堆肥センター、テニスコート、体育館、それぞれ大分年数が過ぎていくと思うんですけども、この役場庁舎もそうなんですが、役場庁舎は何とかもっているようなので、それらのその計画等がきちとなされているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1番議員さんにお答えをいたします。

まず、各施設の修繕につきましては、令和13年度までの予算編成の参考とするために各課の計画等を事務レベルで集約した結果で申し上げますと、令和7年度につきましては、大山小学校体育館の照明改修工事、この設計業務委託で300万円、令和8年度につきましては、同大山小体育館の照明改修工事で2,000万円、令和9年度につきましては、大山小、玉井小、大玉中、3校の空調設備改修工事設計業務委託料で800万円、令和10年度につきましては、同3校の空調設備改修工事で9,700万円、令和12年度につきましては、役場本庁舎、分庁舎の屋根改修工事で1億円、以上の概算経費を合わせまして2億2,800万円でございます。

なお、これらの経費につきましては、あくまでも実施設計前の概算額でありますし、このほかに消防屯所やその他の施設の建て替え等の建設事業費等も含めまして、年度間の平準化を図りながら随時計画を進めさせていただきたいと思います。

また、本事業についてはあくまでも計画段階でありますので、この年度に実施をできるかどうかというのは、その年度年度の予算を見ながら考慮をさせていただきたいと思います。

次の長寿命化計画につきましては、西庵団地とあだたら西部団地の特定公共賃貸住宅4棟と横堀平団地の村営住宅59戸を対象としまして、2030年までの計画期間とします公営住宅等長寿命化計画、2つ目が村内の橋梁74橋を対象とし、2072年までを計画期間とする橋梁長寿命化修繕計画、この2つの計画が既に策定をされております。この計画によって随時修繕等を進めているところでございます。

次に、統廃合等の計画に関しましては、（仮称）子育て支援センターの建設が完了

した後に、現在の大山公民館を廃止する、そういった計画となります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 大分順番に修繕しなくちゃならないところがあるようですけれども、長寿命化計画立てれば補助金の対象になるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 1 番議員さんにお答えいたします。

橋梁、あとは公営住宅等の長寿命化計画を策定すれば国の補助金等を見込めるものであります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

あと、村民プールとかテニスコート、体育館についても大分老朽化が進んでいるのかなというふうに考えますが、これらの計画といいますか、そういうものがもしあればお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどのご質問の中では修繕関係ということでご質問ございましたので、建て替え等の部分につきましては答弁から外させていただいた経過がございます。

同じように、各課からその建て替え、新築関係についても調査を行った際の資料に記載してございましたので、その計画という部分で申し上げたいと思います。

村民プールについては、現状の形からの改修等については、今のところ一步進んだことはございませんけれども、体育館関係につきましては、今後の予定としましては、あくまでも今のものをリニューアルといいますか、改修するというのではなくて、建て替えというような形で出されておったはずでございます。これについては、今のところ年度ということでは目標年は11年度でございますけれども、事業費につきましてこれは建て替えになりますので、今現在の見込みですと12億円が必要ではないかと、そのうち学校施設環境改善交付金という国の交付金は一定額になりますので、その額は約4億円ほどは見込まれると、そのほかは起債、または一般財源としては2億円程度の予算が必要になるというふうな見込みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

すみません、説明が不十分で申し訳ありませんでしたけれども、プールのほうもある程度古くなって今後どうするかという、本宮でも改修したり、二本松にも新しいものができたりというものがあるので、今それらを早めに利用者にお知らせしながら進めていただければなど。壊れて急に使えないとなると利用している人はかなり不便を来すと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

(8)の立地適正化計画の進捗状況及び今後の展開について伺います。

また、(仮称)子育て支援センターの建設の見通し、村内の木材を使用すると計画に聞きましたが、木材の使用時期と建設時期の調整はされているのか併せて伺います。

○議長(押山義則) 産業建設部長。

○産業建設部長(菅野昭裕) 1番議員さんにお答えいたします。

私のほうからは、立地適正化計画の進捗状況、今後の展開ということで答弁をさせていただきますと存じます。

立地適正化計画の進捗状況でありますけれども、昨年8月から今年の1月までに国・県の担当者を交えまして打合わせ会を6回ほど行いまして、計画の素案の部分の作成を行ったところでございます。

今年2月には計画策定に関して専門的な検討を行うために、大玉村都市計画マスタープラン及び大玉村立地適正化計画検討委員会を設置いたしまして、村関係機関の方々、さらには団体の構成員並びに都市計画に関する知見を有する方に当該委員会のメンバーに加わっていただきまして、5月までに会議を3回行いまして計画原案の検討を行ってきたところでございます。

また、5月28日と31日には村民の方々から広くご意見をいただくために住民説明会を実施したところでございます。

また、6月17日から1か月間のパブリックコメントを募集しているところでありまして、これらのご意見も踏まえながら計画原案の取りまとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。

7月下旬には最終確認のための第4回の計画検討委員会、こちらを行いまして、その後、村都市計画審議会の審議を経まして、8月中の計画の策定、そして公表を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長(押山義則) 政策推進課長。

○政策推進課長(鈴木真一) 1番議員さんにお答えいたします。

(仮称)子育て支援センターの建設見通しにつきましては、現在、建設課で策定を進めております立地適正化計画及び活用を予定しております国土交通省の補助事業が採択になった場合の現時点での大ざっぱな想定になりますが、本年12月に国土交通省へ補助事業の本要望を提出し、来年令和7年3月頃に予算の内示、その後、補助金交付申請決定を受け、令和7年度に建物及び敷地造成の設計、その後、令和8年度から9年度にかけて建築及び敷地造成工事の実施を見込んでおります。

また、村内の木材の調達につきましては、令和8年度からの建築に間に合うように、現在、関係者の方々とは協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長(押山義則) 1番。

○1番(館下憲一) ありがとうございます。

私も子育て支援センターのほうの当初のほうに少し関係しておりましたので、ぜひ早く建設できるように進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

(9) 村道維持修繕事業の取り組み状況及び今後の修繕計画について伺います。

かなり修繕する部分が多くなっているかと思しますので、それらの取り組みと修繕の計画等があればお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

ここ3年間の道路維持補修工事の工事費の概要でありますけれども、令和3年度につきましては約9,000万円で発注本数が20本、令和4年度につきましては約8,000万円の中で発注本数14本、令和5年度につきましては約8,500万円、発注本数が23本というふうな形で、近年8,000万円～9,000万円程度の中で推移をしております、これらの中で維持工事を実施しているような状況でございます。

議員ご指摘のように、かなり修繕する箇所も必要となってまいります。また、大雨等の異常気象によって路面のひび割れ等も目立ってきてございます。

現在進めておりますのは、以前行いました路面性状調査に基づきまして、これは平成26年度に実施したものでありますけれども、この結果に基づいての順位づけ、あるいは各行政区長さんからの要望、こういったもので行っておるところでございます。

これら道路の状況を的確に判断すると、把握するというのも必要でありますので、路面性状状況調査、これらを適切に実施しながら、年次計画を立てながら早期にしっかりと予算を確保しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） これらの財源も多分補助はないのかなというふうに思っておりますけれども、先ほどもちょっと申しましたが、やはり住宅が建ったりして、交通の通る場所が変わってきているということで、そういった部分で老朽化した道路の中を通るということは危険が多いのかなというふうに思いますし、計画的に取り組んでいられるようなので、村内の業者もそれによりまして、例えば災害とか除雪の際もしっかり対応できるのかなというふうに思っておりますので、それを引き続き続けていただければなというふうに思っております。

今回は、第五次大玉村総合振興計画について何点かお尋ねいたしました。令和7年度で前期の5年が経過します。本年度から見直し作業に着手されていると思いますが、見直しの今後の目玉となる施策と後期に向けた思いを村長にお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えします。

振興計画4年で、来年度が見直しと、こういうことになりますので。今は、昔は

10年一昔というふうに言われていましたが、今はもう1年が一昔というふうな、大変急激に変わってきておりますので、全てが。資材等も大きく変わっていますし、経費もかかっていますので、当然4年、5年前に立てたものの見直しというのはかなり出てくるだろうというふうに感じています。基本的には現在の問題、諸課題に対してどう対応するかということがまず第一点というふうになると思います。

それから、あと中長期的な見通し、中期的な見通し、あとこの後期の5年で何をやるかということをやっていくと。当然、健康長寿の村づくりだったり、農業問題、商業の問題等について、それから地域のコミュニケーションどうするのかということも含めて、後期の課題というのはそういうふうなのを中心になってくるのかなと考えています。

それとは別に、その後期の中でその後の長期的な見通しについての計画も当然入れなきゃいけないと。そこで5年で完結するというのではなくて、その5年後、10年、20年後も含めてということになりますので、現下のものに対するもの、それから中期的なもの、そして将来を展望して村をどういうふうにつくっていくのかということも展望しての計画も、当然どういうふうに着手をしていくかということも織り込みしなきゃいけないと思っています。

その中でいろいろと、今、スマートインターチェンジを中心とした開発等含まれておりますので、それは当面10年、20年後の村づくりの先が見える、今検討して、そして効果は将来出てくるという、そういう計画もたくさんありますので、子育て支援センターも後期のほうに完成が入ってきますし、それからあと、国道4号線の振興センターの再整備についてどういうふうにするのかと、そういうことも含めて、それから農業問題、農業振興公社の問題等々も含めながら将来の長期的な展望もその中に織り込んでいくというふうになると思います。それが総合振興計画であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） ありがとうございます。

第五次総合振興計画が未来に向けたメッセージとなりまして、住民が安心して生き生きと暮らせる村づくりに取り組んでいただけることを期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、1番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

(午前10時51分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午前11時05分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 8番佐原佐百合君より通告がありました「地域づくり活動への支援

の見直しを」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について一般質問を行います。

まず初めに、地域づくり活動への支援の見直しについてです。

行政区や組などが行う地域活動は、環境保全や祭り、集会所などの共有財産の管理を自主的に行い、生活課題の改善や地域の活性化に大きな役割を果たしています。村では、地域活動の継承や発展を図るため、さまざまな自治活動推進事業で継続的に支援してきました。それでも地域のつながりの希薄化や地域活動への関心低下などにより、地域コミュニティは厳しい状況に置かれています。しかし、自分の住む地域をさらによくしたいと思う人たちもいます。地域住民が新たな地域づくり活動に挑戦できるように、助成や補助内容の見直しが必要だと考えます。

まず初めに、大玉村地域づくり活動サポート事業についてお伺いいたします。

大玉村地域づくり活動サポート事業に行政区が申請した場合の補助率は10分の10以内、行政区以外の団体の補助率を、すみません、これ10分の3じゃなくて3分の1です、3分の1以内とし、10万円を上限としています。地域づくりのために多くの住民が利用しやすい内容にできないか考えを伺います。

初めに、①の質問に入る前に、この大玉村地域づくり活動サポート事業の内容を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、対象になります助成事業の内容でございますけれども、逆に該当しないものの例示で募集要項等作成しておりますので、この対象外のものについて申し上げたいと思います。

1つは、営利を目的とする活動、営業等も含まれます。2つ目が宗教の教義を広め、儀式行事を行って、また信者を強化育成することを主たる目的とする活動、3つ目が政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする活動、4つ目が特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し支持、またはこれらに反することを目的とする活動、5つ目が活動の効果が特定の個人のみにも帰属することを目的とする活動、あとは年度間の制約とかがございます。

今申し上げた事業以外のものについては対象とするというふうな内容でございます。

助成内容は今、議員さんおっしゃられたとおり、行政区が申請する場合については10分の10の補助、上限が10万円、行政区以外が申請される場合は3分の1の補助率で上限も10万円以内というふうな内容となっております。対象外経費いろいろございますが、これについては割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） すみません、質問の仕方が悪かったかもしれないです。どうい

目的でこの事業を住民の方に活用しているのかなという意味だったので、それはいいとします。

じゃ、①自分の住む地域をさらによくしたいと思い活動した場合、内容によっては資金が必要になる場合があります。大玉村地域づくりサポート事業はとてもよい事業だと思いますが、行政区で地域づくり活動を行うには、意見をまとめたり行動したりするのが難しい場合があります。まずは小さな規模から地域づくりができるように組も交付対象にできないでしょうか。考えをお伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、現在の要項におきましては組で申請いただく場合については行政区以外の団体として補助率が3分の1以内、上限が10万円というふうに規程がされております。このため、これが交付の対象というふうになっております。

それぞれの行政区の組で本補助金を活用してどのような事業を計画、または実施したいかなど、今後区長さんを通じまして調査をさせていただいた上で、そういったご要望に対しましては総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） どのような事業があるか区長を通してということですが、本当に行政区で集まっていたいて話を進めるということは本当に大変です。まず、地域をつくっていくのに、今、隣近所が希薄している中で何かやりたいと思ったときに、もちろん自分たちのお金でやればという、そういう考えもあると思うんですが、何かそれだけではない、何か村からちょっと背中を押してあげるような、そんな支援ができないのかなと思ひまして、組、例えば補助率をもっと、金額はそんな10万円じゃなくても補助率を下げるとか、あと行政区によっては小さな区同士が2つ集まってやる場合もあると思います。何かもっとやりやすいような、そんなサポートができないのかと思ひまして質問しました。

昨日の一般質問でも、同僚議員から大玉村地域づくりサポート事業の交付対象の事業件数、活動内容の質問がありましたが、過去3年とも同じ行政区1か所からの申請であると答弁がありました。数が少ないのはなぜだと考えられますか。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

この地域づくり活動サポート事業ですが、昨日のご質問に対しましては過去3年間ということで実績の答弁させていただきましたが、この3年より前につきましては、コロナ以前につきましては、今以上に件数ですとか助成金額がございまして、多くの方に利用していただいていたという実績がございまして、例えばですが、コロナ前の令和元年度につきましては申請が5件、助成金額が40万円弱、平成30年度につきましては5件、助成金額につきましても27万7,000円、平成29年度につきましては10件、助成金額が39万5,000円、平成28年度につきましては6件、助

成金額につきましては32万4,000円ということで、これコロナの影響で近年申請件数と助成金額が減少してきたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 私も地域でいっぱいいろいろ活動しようと思うんですが、なかなか予算の面であつたり、行政区をまとめるというのにすごくハードルが高い部分があります。意外と打たれ強いほうなんですけれども、結構落ち込むこともあつたりするんですけれども、その辺を少し、本当にみんなには見えませんが、裏ではもう本当に1日悩むときもあります。そういうこともあるとほかの人は多分まとめていくのは大変じゃないだろうかな、地域づくりという観点から簡単に行政区とか組で何ができるんだと、じゃそれを調査してからと言いますけれども、まずなかなかこれはやりたいと1人1人は思っている、まとまってというのが難しい今地域の状況じゃないかなと思います。

②の質問に入りますが、行政区以外の場合の団体が地域づくり活動する場合、先ほども組とかも入っていましたが、交付対象になるわけですけれども、補助率は3分の1以内です。物価も高騰しています。補助率を2分の1以内に引き上げるとか、もうちょっと何か工夫はできないでしょうか。

過去に多分、集会所の修繕の補助であつたりとか、あと神社の屋根の修繕だつたりとか、やっぱり大変だった、村長も多分実感されて大変だったということで補助率も上げた、変えたような気がします。こちらについてもやはり平成28年から始まったとはいえ、多少なり時代は変わっていると思います。そういうことを考える考えはないでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、物価が高騰していることにつきましては、私どもも認識をしておるところでございます。さらに補助率を引き上げることにつきましては、この事業だけを見直しということにはなりません、大玉村の実施しておりますあらゆる補助事業についても同時に見直しということも必要性が出てまいるかと思っております。

この事業につきましては、自主的な地域づくり活動を後押しするのが目的でございます、本補助金の在り方についても十分検討させていただきたいとは考えております。

あと、先ほどからの組であつたり行政区であつたりまとめることが大変だと、さらにそれに伴って予算の確保についても難しいというふうな議員からのご指摘がございます。

蛇足ではございますけれども、私が属する組のほうでもかなり歴史が古い納涼祭というのを毎年実施してきました。これについてはコロナ禍については考慮して中止をしましたが、今年また復活をするということになっております。先輩から聞きますと、それ以前からさなぶり祭というような形で毎年やってきたんだぞということで歴

史を教えられたこともございます。

ただ、この補助金についてはあくまでも食料費というのは対象外になります。お祭りをする際については7割～8割については食料費ということで、それらの経費については対象外となりますので、その辺については十分ご留意いただいて申請計画をされることをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 部長の組のほうでは昔から納涼祭が行われて、多分自主的な財源でやられていると思います。例えば今、少子化で子ども会がない地域もあります。子どもたちが集う場、そんな場もつくり、近くに住んでいても集まったりしないんだなんていう話も聞きます。地域課題の解決のためにもう少しエリアを小さく、エリアというか団体の、そんなことをできないかなと思っております。

もしくは、村内の各種団体もこの地域課題解決のためにこの事業を知っていたら、ちょっと何か村で地域づくりを起こしてみたいなとか考えるのではないかと感じております。

また、やっぱり最近の傾向だと、組とかでやるというよりも、活動しやすい仲間と何か地域活動をしているような気がしますので、そんな方々も利用できるようなものにしていただきたいなと思います。

③ですが、地域づくりへの第一歩を踏み出せるよう、少額でも申請も簡単な助成制度を村単独で考えられないか考えを伺います。

多分今話を聞いていると難しいのかなとは思いますが、お願いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

先ほどのご質問でも答弁させていただきましたとおりでございますけれども、あくまでも自主的な地域づくりを後押しさせていただくというのが本助成の目的でございますので、どのような事例を想定されているのかをお聞きしながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 昨日の質問の中で、周知は区長さんにお知らせするか、ホームページということがありました。行政区以外の方の団体でもこれ使えると思うんですけども、そういう方々はホームページを見なければ活用できない、この事業を知らないということになるのでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

今、議員さんからおっしゃられたとおり、区長会議等におきまして区長様並びに組長様に関しましてはこういった事業のお知らせというものを配付をさせていただいております。当然、区長の会議の中でもご説明を申し上げております。

また、別の手段としましては、ホームページ等をご覧いただくというのがその手法となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） この事業どんどん使っていいものではないのかもしれませんが、行政区からホームページを、なかなか村のホームページの中まで入っていかないと分からないので、すぐに見られるものではないので、ただ今度、村長からの話で補助金制度のお知らせをつくらうと言っていたので、それに期待したいかなとは思っていますが、とにかく地域づくり大変です。でも、それでもやりたいという人たちもいるので、ぜひそういう方々にこの事業が周知されることを願います。

次に、むらおこし活性化事業の補助事業について伺います。

「ふるさとのまつり保存整備事業」「ふるさとのまつり運行継承事業」の補助事業内容に地域のまつり（太鼓台）と明記されています。このネーミングからするとお祭りとか、そういうことも対象になるのかなと読み取れるんですが、太鼓台と書いてあるので多分玉井に行くと、玉井3区の太鼓台の保存会に補助が出ているのでそれだけが対象なのかなとも思っております。

この事業の内容とほかの地域で行われている祭りや、今盆踊りはなくなりましたが、もし盆踊りなどがまた復活する際、対象にならないのか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

ご質問のふるさとのまつり保存整備事業と、ふるさとのまつり運行継承事業につきましては、もともとは明治時代から続きます村無形民俗文化財であります大玉2区の太鼓台の新調でありましたり、文化財として保護を目的につくられた制度であります。修繕関係も含まれます。その後には大玉3区にも太鼓台が新調されました。その際にこの制度を適用範囲を広げてつくっていただいたというふうな経過がございます。したがって現在のところ、この補助制度につきましては大玉2区、3区の太鼓台についてのみの補助制度であります。このため、そのほか各地で行われている祭り等につきましては、この制度の対象外というふうになっております。

なお、ご質問ありました他の地域で行われる祭り等につきましては、先ほど申し上げておりました地域づくり活動サポート事業が対象となりますので、申請等を検討されている場合につきましては、本制度についてご活用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） この事業については明治時代から続いている大玉2区、または平成になってからでしたか、大玉3区、そちらが対象だということで分かりました。

先ほど祭りでちょっと触れなかったんですが、実はなぜこの質問をしたかということ、大山統合豊年盆踊り、この中でも経験されている方、歴代会長をされた方、お手伝いしたかたもいらっしやると思っておりますが、その記念誌を見つけました。昭和35年に発

足して30回を記念して平成元年に作られた記念誌1冊しかなかったんですけども、それを見たら初代の歴代の会長さんがその当時の苦労であったり思いをつづっていました。

昔、大山地区あちこちで盆踊りやっていたけれども、昭和35年当時は大山地区5か所だけになってしまった、若者がいなくなって、統合してみよう、ただ統合するときもいろんな苦労があったみたいで、そんな盆踊りを神聖な小学校でやるんじゃないとか、いろいろ周りから言われたそうです。その中にやはり伝統芸能継承への思いなど、歴代会長さん、かなり文章何人か書かれていました。ただ残念なことに、多分人がいない、あとやっぱり寄附集めが大変ということで平成3年には終了しています。

休止している地域もあるんですけども、やっぱり昔やってきたそれを残したいということで今続いている地区も、夏祭りだけですけれども、盆踊りはやっていませんけれども、続いている地域があります。それが今も若い世代に引き継がれて、その若い子たちはやって当たり前と思ってやっているようです。または、盆踊りやっていたけれども、なくなってしまった、でも復活に向けて話し合いを始めようとしても、復活してまた人がいなくてできない、復活してまた寄附集めとかいろいろ言われるから大変といってなくなった地域もあります。

こう言うと分かってしまうと思うんですが、そんな地域もやはりこの伝統盆踊り、太鼓というところを継承していかなきゃいけないんじゃないかということで話し合いが始まっています。ただ、やはりご高齢の方と若い子たちとの意見の違いがありまして、そんなことで地域づくりになるんですか、やることに何が意味があるんですかという声も上がり、そういう声が上がってくれるというのは、そういう雰囲気だったからよかったなと思うんですけども、皆さんびっくりやっぱりされていました。やはり途中途絶えてしまうと、その子たちは多分当時のそんなみんなが集まって隣近所の人、お嫁さん、お孫さん、子どもさん、そういう顔見知りになっていた時代を知らない子なんだろうなと思いつながりながら聞いておりました。でも貴重な意見には感謝したんですが、そういうこともあってなかなか復活し切れないうえです。

そんな思いもありまして、こちらの祭りという、そちらに、昭和35年ですけれども、明治には負けますが、そういうほうには持っていけないんだろうかという意図から質問をしてみました。

次に、「地域活性化助成事業」の事業内容と事例を伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

地域活性化助成事業につきましては、要綱の中で人材育成地域間交流、情報発信、地域課題に対応した地域づくり事業で地域の特色を生かし創意工夫を凝らした個性的な地域づくりを行うなど、ふるさと大玉村の活性化に効果があると認められ、かつ国、県、村の既定施策の中で措置することが困難な事業に対し補助金を交付するとしております。

最近の事例としましては、令和元年度にもとみや青年会議所が大玉中学校で行った

SDGsに関する授業ですとか、同会議所が令和4年度に大玉中学校で行った防災に関する授業実施に対する助成を行っております。

また、令和2年度には地域おこし協力隊が移住に関するオンライン座談会を開催しまして、これを冊子にまとめるという事業に対しましても助成をしております。

現在の地域活性化助成事業につきましては、このように地域づくり活動サポート事業で支援できない村全体や村外にまで及ぶような広域的な地域づくり活動に対する補助制度として位置づけております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 事業の事例等ありがとうございます。補助額もいろいろあるようですが、せっかくこの様々な自治活動推進事業、今いろいろ挙げてきましたけれども、どのような、例えば何かしたい、今私がここで事例は言えません、ないので。今先ほどの地域の祭り、盆踊りの復活、あと自主防災、そっちのほうでちょっと忙しいのではないですが、きっとどこかにはそういう思いを持った人が何人かはいると思います。そういう方々がこの情報を得て相談をしたいというときに、何か、多分相談には乗ってくれると思うんですけども、やはり周知の方法というのがすごく大事になってくると思います。なので、その辺も含めて今後少し検討していただけたらと思います。この村おこし、祭り継承、そんなことについていろいろ語ってしまいましたが、村長はどう思いますか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

いろいろと地域づくりは村にとっては非常に大切な事業ですので、ぜひ活発にやっていただきたいというふうに考えております。

この制度は固定したものではなくて、その時代に合わせて変更していくことは当然ですので、先ほどから言っているように、このことについてはもう少し精査をさせていただきたいなど。区に対する10分の10の補助の中心は、昔、区民祭とか区のスポーツ大会があって区全体でやる行事が、ほとんどの行政区でソフト大会だったりありましたので、そういうものが念頭にあってつくられた制度ですので、活用していただければ大変ありがたいんですが、なかなか今このご時世、区全体で事業をすることも困難ですので、なかなか使用事例が挙がってこないということだと思います。

しからは、小ロットでもう少し小さい単位でできないかというのが組の活動だというふうに考えていますので、その辺も含めて、地域づくりのためには何から何まで村が持ってやるというのも地域づくりの趣旨とは合わない部分もあろうと、先ほど部長言いましたように、地域づくり、活動は原則的には自ら起こすんだという気持ちでやっていただくと。ただ財源の確保というのもなかなか今このご時世大変ですので、背中を押すという意味でどの程度補助をすれば動けるのかということもありますので、補助率の引上げも含めて、先ほどから申しますように、時代が変わる、内容が変わる、住民の意識も変わると、組織も変わるという中でもう一度それについて精査をしてや

っていききたいと、検討していききたいと思います。

それからあと、これも含めて今回の村民に対する助成のお知らせの中には含めてありますので、まずは現在のものについてお知らせをしたいというふうを考えていますし、見直しが間に合えば見直しのしたものを含めていたすということも、この分野以外のものについても今それを契機にして見直しをしているところも部分もございしますので、その辺はそのときそのとき見直しをしながら進めてまいりたいというふうを考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 前向きなご答弁、村長自らありがとうございます。

何から何までやってもらうものでもない、自らやるのは重々承知しています。それを考えた上で行動してもなかなか難しい、そういう現状に来ております。財源確保したくても、じゃどういうふうにやろうかとなると、みんな面倒くさいのはだんだん嫌になります。なので、やはり背中を押していただけるような何か見直しよろしく願いたいと思います。

続きまして、自主防災組織の推進についてに入ります。

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、消防庁の防災白書によると令和5年4月1日現在、全国1,741市区町村のうち、1,692市区町村で16万6,923の自主防災組織が設置されているとなっております。自主防災組織による活動カバー率（全世帯のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）だそうなのですが、全国で85.4%で増加傾向にあります。しかし、福島県では高齢化や過疎化により既存組織の防災活動も低下などが影響し75.5%となっています。活動カバー率の数字は高いように見えていますが、全国的にも自主防災組織は十分に機能していないと言われております。福島県では地域防災力の向上を目指し、今年度から地域防災サポーター事業や地区防災計画策定の支援など自主防災組織を支援する新たな事業を計画しております。

ちなみに消防庁に確認したら、大玉村の活動カバー率は96.6%でした。この数字がどう見るかというところはちょっとあんまり参考にならないかなんて後で思いましたが、村でも自主防災組織への支援や設立を呼びかけていますが、自主的、自発的の名のもとに一線を引くことなく、行政ももう一步踏み込んで住民に寄り添った支援や対応が必要だと思っております。近年は異常気象による水害、大地震がいつ発生してもおかしくありません。災害に強い村づくりを進めるために自主防災組織の推進について伺います。

まず、設立されている3つの自主防災組織の活動内容を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃられるように、現在、村には3つの自主防災組織ということでござります。それぞれの活動内容ということで、3つ、まず1つ目が三和会自主防災組織、

そして横堀平団地自主防災組織で、寺久根自主防災組織ということで聞いております。それぞれにつきまして、三和会では防災講座、地元消防団との消火器の使用訓練、防災用資機材の購入ということ、横堀平団地では自主防災パトロール、それから講話、地区防災計画の策定に向けたまち歩き、それから防災用資機材の購入、寺久根につきましては避難訓練ということを行っているというような内容を伺っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 各地域に合ったいろんなやり方があるんだなと思って聞いておりました。ここの団体にどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） どのような支援ということでございます。

村では自主防災組織への経済的な支援としまして、大玉村自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱に基づきまして、防災用資機材整備事業、自主防災組織活動事業、それから自主防災組織設立活動事業への補助ということで行っております。

また、自主防災組織が共催する防災講座への参加及び地区防災計画への策定へ向けた情報共有の場として、地域の防災に対する課題や地域内の危険箇所を把握するためのまち歩きに参加するなどの活動支援ということで行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 資金的な補助であったり、事業へ職員の方もまち歩きとかに参加しているという認識でよかったですでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

補助金によります資金的な援助、それから先ほど最後に申しましたまち歩きの活動につきましては職員のほうで参加して一緒に活動しているということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） そこをちょっと知らなかったものですから、もっと寄り添ってというふうに言ってしまいましたが、継続的に意欲を持って活動してもらうために、これ以外にも日頃から行政と連携して情報の収集や伝達できる体制、整備が必要だと思いますが、村の考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

自主防災組織は近年頻発している自然災害等に備えまして、国や県におきましても設立の推進が進められており、福島県が主催します自主防災組織リーダー研修会等について村内の自主防災組織に対しまして情報提供や申込みの取りまとめなど行っております。

また、災害に対する危機意識や自主防災組織への意欲を維持していただくために、

広報紙等により防災に関する広報活動を実施するとともに、村内自主防災組織同士の連携を図るため村が定期的開催しております総合防災訓練や、今年度9月に開催を予定しております村主催の防災セミナー等への参加協力を呼びかけるなどの活動をしてまいりたいといふふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 平時は常日頃自主防災組織間をつないだりとか、あと県からの講座の情報、リーダー研修会、広報紙で防災の啓蒙などを行っているということは分かりますが、有事のとき例えば避難所開設とか、責任者に直接連絡をできるとか、もちろん住民の皆さん全員にお知らせするのは当然ですが、中には避難所の運営をお願いする場合が出てくると思うし、逆に開けてくれという話があると思うんですが、そういう連携とかはどのように考えていますか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

それぞれ活動していただくに当たりまして、先ほど申しました9月の防災セミナーの中で、災害時の炊き出しの工面でありましたり、避難生活の支援の講習でありましたり、避難所の運営ゲーム、それから避難シートの作成といったところを講座内容としまして進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 9月の防災セミナーを通して、いろいろその避難所開設時の様々なことを勉強するんだと思うんですが、ぜひ役場と行政と自主防災がつながる、直結できるそんな連絡網ができたらいいなと思っております。

次に、行政区長会などで自主防災組織の設立に向けた説明会を行い、設立の呼びかけをしていると思いますが、区長さんや住民の皆さんの反応や課題などあればお伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 令和5年2月に開催しました説明会におきまして、参加された区長等の皆様には設立の趣旨について一定の理解を得たものというふうに考えてございます。

なお、説明会では村主導で自主防災組織の設立を推進していくのかや、実際に活動している組織の活動内容が知りたいなどの質問や要望ということがございました。

また、設立に向けて規約等を提供してほしいという意見もありました。

課題としましては、自主防災組織があくまでも自主的な組織であり、設立義務等の強制力がないものであることから、地区内に大きな河川や崖地等の危険な場所があるかなど地域による温度差があり、設立に対する積極性が乏しいこと、また、必要性は分かっているが具体的にどんな事業をするのか、組織化へ向けて誰が中心となって進めていくのかなど、設立推進とともに村民の防災に対する意識をさらに高め、自分た

ちの地域は自分たちが守るという自主防災の基本的な考えである自助の危惧を高めていくことが課題であるなどというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 一定の理解は得られているけれども、やはりどのように進めたらいいか、誰が中心になるのかなど様々な課題があることが分かりました。私もそれはすごく実感しております。

そこで、次の質問です。

今、課題で出されたように自主防災組織の必要性を感じている団体の中には、どのように始めたらいいのかかわからず相談に来る場合があると思います。そのときに自主的にやってくださいというか、自主的に調べてやってくださいね、では今はないと思います。資料とかがあると思うんですが、もっと一緒に考えてあげたりとか、資料を配付しただけでは理解できないこともあるので、やはり自主防災組織を立ち上げる意欲を持ってもらうためにも、何かもうちょっと一歩寄り添って一緒にできるようなことが考えられないかお伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

村としましては、自主防災組織設立説明会で説明しましたとおり、地域の自主性が重要でありますことから、まずは区長さん等役員で自分たちの地域は行政区単位、または組単位で設立してよいかなど検討していただきまして、必要に応じて村担当職員が各行政区に説明に伺うなど支援を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、説明会を開催しました後、3月に大玉1区そして大玉6区から区長さんから区会の開催時に自主防災組織について説明してほしいというふうなお話がありまして、担当が区会にお邪魔しまして説明を行っているところでございます。

また、役場職員によります行政区相談、支援員、自主防災組織の担当というものを新設しまして、設立等に関する各種の支援を行う体制というのを今後整えてまいりたいなというふうに思っております。

今後、村民の皆様に意欲を持っていただくために、自主防災組織の必要性について村広報紙等を活用した周知を図ってまいりますとともに、行政区長や組長など地域の皆様からの要望に応じて支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 説明会なども行っており、今後、行政区の支援員の方ももしかして関わっていただけるということで、すごくそれは心強いことだと思います。最初に立ち上げた頃は本当に苦労しましたので、ぜひ応援してあげてほしいと思います。

次に、地域によって防災に対する意識や課題は異なります。先ほど部長もおっしゃってございました。日頃から防災教育や研修、情報交換が必要だと思います。専門家や

団体などの知見を生かしたアドバイスや共同の事業を考えられないか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

ご指摘いただきましたとおり、防災教育や研修、情報交換等につきまして、その必要性は認識しております。さきの答弁でも申し上げましたとおり、研修会の情報提供なども今後実施してまいりたいというふうに考えております。

また、専門家や団体などの知見を生かしましたアドバイスや共同の事業実施につきましては様々な方法が考えられますので、本村の実情に合わせまして県や日本赤十字社福島県支部等の協力を得ながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 様々な研修会、先ほどもお話あったようにこちら実施していく方向なんですけど、例えば各団体で防災の講習会があるときなども、そういうところに自主防災の人たちが参加させてもらえたりとかできないのかなと思っております。消防団はちょっと高度でしょうけれども、そのもうちょっと婦人消防であったりとか、もっと地域で何かやるときにほかの人たちにも声をかけていただけないかなと思っております。

先ほどからちらちらと言っていますけれども、私も自主防災組織に参加しておりますけれども、4年前、令和2年、きっかけは防災講座でした。そこからみんなで、本当は15区、16区でできないかということで集めていろいろ話し合いをしました。行政区長さんにもお世話になりながら話し合いをしたんですが、やはり意見は2つに分かれ、やはり行政区でやるのは難しいね、小さな単位でということで準備会を設立し、まだその頃はマニュアルもなかったもので、自分たちで調べて1年間かけて自分たちに合ったものを考えました。なので、ぜひ今後も新しい自主防災組織ができる方々についても、自分たちで自分たちの地域に合った計画であったり、マニュアルというかその活動計画はつくっていただきたいなとは思っております。

村長が昨日の答弁でも言っていましたけど、自主防災組織を通してコミュニティ、地域が活性化されているな、コミュニケーション取れているなというのは、すごくやってみて実感しております。組の活動と一緒に取り入れるだけでも全然違うと思います。多分寺久根さんはそういうふうにしていらっしゃるんだと思うんですけども、地域地域で本当にできることがあるはずですよ。

6月の初めには三和会自主防災組織で水路の点検をしました、危険箇所ということで。ふだんしゃべっていなかった若者が結構話をしたりとか、小さい子から高齢の方まで参加してくださったんですけども、災害がなくても自主防災組織の活動を通して地域コミュニティはつくれるんだなというのはすごく実感しております。なので、消防団やたまたま消防OBの方がいらっしゃるということもあって頑張っているんですけども、皆さんも何かを事業を立ち上げるときってすごく苦労していると思います。説明会とか聞いていても大変だなと思っています。なので、住民が何かを立ち上

げようと思ってもすごく動力であつたり精神的なものだったり、そんなものを使いますので、ぜひ寄り添って、忙しいとは思うんですけども、丁寧に対応していただけたらと思っております。

昨今は異常気象による水害、大地震がいつ発生してもおかしくありません。災害に強い村づくりを進めるために自主防災組織の推進するに当たり、住民に寄り添った支援の対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、8番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時53分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第35号「大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第36号「令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第4、議案第37号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第5、議案第38号「平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第6、議案第39号「大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第7、議案第40号「大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第8、議案第41号「大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第42号「大玉村地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第43号「大玉村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第44号「令和6年度大玉村一般会計補正予算に

ついて」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

- 10番（須藤軍蔵） 18ページの農業振興に要する経費の中で指定管理の関係、これ昨日もいろいろ議論したところですけども、これはいろいろお話、昨日の中身を含めると、相当並々ならぬことでこれ出したと思うんだけど、これは今年だけなのか、ずっとこれは続くものなのかどうかというのが1件。

それから、ここまでのお金を支出するということは、昨日もちょっと触れましたが、やっぱりきちっと村としては物申すべきは申すということが貫かれるような状況になるのかどうか。いや、会社のことだから関係ないということにはならないと思うんで、そこら辺の2点についてお尋ねしたい。

- 議長（押山義則） 村長。

- 村長（押山利一） 10番議員さんにお答えします。

これはいろいろ住民の意見を聞いたり、村政懇談会の中でも出ましたし、議員の皆さんのほうからもこういう人が必要じゃないかという提言もありまして、そして内部協議の結果、やはり必要だろうということで今回補正を出させていただきました。

本来は株式会社のほうで設置すべきものだというふうに考えておりますが、これには財源の問題がございますので、会社のほうで手数料を引き上げるとか、そういうことで将来的、来年になるかどうかは分かりませんが、やはり将来的には内部でそういう人を設置し、そして収入を上げるということも我々役所が、自治体としては求めるところでございますので、来年以降についてはこの状況を見ながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、物を言うというのは、本来は先ほど10番議員さん言われたように自主独立でやっていただくという趣旨で始めた株式会社ですので、1から10まで口出しをしないということで始めましたが、今般こういう事態でもありますので、口出しをするというよりは助言をしながら共に地域づくりに進んでいくということで、監査の役員も出しておりますので、その辺含めながら共に進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（押山義則） 10番。

- 10番（須藤軍蔵） そうしたら今年はともかく引き続き出していくということですね、お金は、来年も再来年も。

それから、もう一つ、いろいろ中に財政的にも大変だということはある、うんと前面には出てきてはいなかったんだけど、実際そういうこともあることは事実だと。その中でこれ、これだけ出すというんだから、これはペイはできると、十分。だってそれお金出すんだもの、それさ見合わない銭に出したんでは、かえっておかしくなっちゃうんで、そこら辺はできるんだ、やるんだ、ということの中身だね、決意は。

- 議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度申し上げます。今年はこの形で指定管理のほうに上乗せをするというのは、アットホームのほうの支配人も当面その人によっては兼ねていただくということも含めて立て直しをやるということと、改めての再スタートという、違う形でのスタートになりますので、その辺のことも含めて支出しますが、来年度については今の状況からいうと支出せざるを得ないのかなと思いますが、それ以降については、やはり株式会社として財源の確保というのもやはり検討をいただきながらということで、ずっと出すということで現時点で考えているわけではありません。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木康広） 管理総務費の2の文書広報費、12ページ、管理総務費の2の文書広報費、①の行政組織連絡及び広報紙発行等に要する経費の需用費、印刷製本費ということで冊子ということは伺ったんですが、これ要するに村にとって重要な情報というか、そういうようなものがあったということで冊子化したいと。これ、その経緯、どういう形でそういうものがあることが分かったのか。あと、これを実際に製本してどういう感じで活用するのかというのを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 9番議員さんにお答えいたします。

ご質問の12ページ、13ページ、行政組織連絡及び広報紙発行等に要する経費の需用費、印刷製本費の374万円の中身でございます。こちらにつきましては、村の広報紙で連載しておりました「おおたま野の花おりおり」という、植物とか野菜とか果物の記事を連載しておりましたが、こちらの記事につきましてそれを取りまとめて1冊の冊子にするというような計画しております。平成22年4月から164回にわたりまして広報紙のほうに長年寄稿いただいているものでございまして、冊子にまとめる経費として374万円を補正計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） 冊子にまとめた後の活用方法などがもし今現在あればお願いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 9番議員さんにお答えいたします。

発行後の活用方法ですが、現在のところ3,500部の印刷を予定しております、こちらは大玉村の全世帯に配布、あとは出身者の会であるとか、現在広報紙等送付している企業ですとか、個人、あとは予備等ということで3,500部を印刷を予定しております。全世帯に配布の予定でございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） 同じ12、13ページの6企画費の公共交通運行に要する経費、12番委託料、デマンドタクシー予約配車システム600万円、いつ頃に運用されていくのか、そういう大体のその具体的な内容ですか、それを教えてください。

あと⑤定住促進対策に要する経費で6地区、22区画と言っていたかな。場所とか教えていただきたいです。

18、19ページの商工振興費の商工業の振興に要する経費で、食器棚等設置工事費、多分改善センターのルーラルおおたまのほうで使う設備だと思っただけですけども、改善センターのほうで本格的にやるようになるということで、私も喫煙者なんですけれども、そういった設備のほうをどういうふうに考えているのか。

そして、改善センターを利用しようと思っていく人じゃなくて、飲食を目的で行かれる人が増えるということですよ、そのルーラルおおたまがそこで行われるということは。そうした場合、きちんとそういう施設を整備しないと、当然アルコールも入って多分喫煙される方おられると思っただけですけども、その辺にポイ捨てしたりだとか、あまりよくないことになるのかななんて思っただけですけども、その辺の対策どういふふうを考えるのかお聞かせください。あと、その中で特定屋外喫煙所とかは病院とかにも設置できるなんて話もあるんですけども、そういうものも踏まえてどういふふうなお考えなのかお聞かせください。

あと、その次のページ、20、21ページの住宅管理費で18負担金、補助及び交付金で、空き家改修等支援事業補助金230万円の具体的な内容聞かせてください。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

13ページ、企画費の③公共交通の運行に要する経費のデマンドタクシー予約配車システムの具体的なスケジュールということでございますが、現在想定しておりますのは、この後、予約配車システムの仕様書を固めまして業者の選定をまず最初に行います。そして、できれば11月1日から実証運行ということで始めまして、それを年度内継続すると。あと令和8年度からは本格的に運用するというふうな計画でございます。

システムが入った後、今年度、令和6年11月1日から令和7年3月31日までを実証運行ということで実施したいと考えております。その後、令和7年4月1日から本格運行ということで考えてございます。

続きまして、⑤の定住促進対策に要する経費、住宅団地の場所等でございますが、まず1か所目として玉井的場地内、こちらが3区画、続きまして玉井の北ノ内地内に3か所ございます。それぞれ4区画、5区画、4区画で予定してございます。あとは大山の前谷地内、こちらが3区画、あとは大山の小泉地内、こちらに3区画ということで合計22区画ということで予定してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

18、19ページ、商工業の振興に要する経費のうちの工事請負費、食器棚等設置工事費につきましては、議員ご質問のとおり改善センターに、現在商工会館で行っておりますルーラルおおたまのサービス、これを大人数等々の場合に改善センターで行

うために食器棚等の設置、それから、その次の備品購入費、備品等の購入を行うものでございます。

ご質問のございました喫煙、あるいは禁煙というふうなところでございましたけれども、これはあくまで改善センターを借用して、その団体が行うということになりますので、喫煙、あるいは禁煙というものにつきましては、現行の改善センターのこの喫煙、禁煙の現状、これに沿った、これに従った形で実施をしたいというふうに考えているものでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

今現在の改善センターの状況につきましては、敷地内含めて全部禁煙ということで行っております。

以上です。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

20ページ、21ページ、空き家改修等支援事業補助金の具体的な内容でございます。こちら、地域おこし協力隊員枠1件分の補正計上であります。改修に200万円、あと家財処分に20万円、どちらも限度額でございますが、そこで220万円。また、村内業者を使いますとさらに加算10万円ということで計230万円の計上でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 13ページの企画費の公共交通の運行に要する経費、11月1日から実証運行で来年の4月から本格運行というお話をいただきましたが、具体的にはどういう形で今回の予約配車システムというのが行われるのか、中身をもう少し教えていただきたいです。

同じページのその下、国内外交流事業に要する経費、マチュピチュ村との10周年の記念行事ということですが、これの時期、そして内容等について。

次に、15ページ、民生費の一番下の段ですね。物価高騰対応重点支援給付金に要する経費ですけれども、今回は給付金のシステム改修業務委託料のみが計上されておりますが、給付金の支給というのはいつになるのか伺います。

あとは、21ページ、一番下の段、消防費です。消防施設の整備に要する経費で、4分団1方部のこの消防屯所の分筆業務委託料ということになっておりますが、これ屯所を整備するための前段階というふうに理解するんですが、本格的に屯所を整備するのはいつ頃になるのか伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

13ページ、企画費の③公共交通の運行に要する経費のデマンドタクシーの予約配

車システムの中身でございますが、現在想定しておりますのが、タブレットですとかスマートフォンから予約ができるように、そして24時間受付できる、現在は電話で予約ができませんが、今、前日までに予約というふうになってございますが、これが1時間前まで予約ができるような、こういったシステムの導入を検討しております。これは実証運行の際には実際にタブレットですとかスマートフォンから予約をして、タクシー、実際の車のほうにそれを受信するナビのようなものも設置しまして実際に走らせて、そこで不具合とか不都合がありましたらその都度改善をしていって、来年の4月1日から本格的に運行したいというようなことで予定をしております。電話につきましては、従来どおりの受付ということで継続してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、同じ13ページの国内外交流の関係でございますが、こちら今のところ予定でございますが、11月19日にマチュピチュ村との友好都市協定の10周年記念の事業を計画してございます。内容としましては式典、あとは記念の祝賀パーティーのようなものを開催したいというふうに考えてございます。あと、あわせてその前後1週間程度ですが、ペルー大使館の主催でペルーの芸術家の展覧会のようなものを同じく開催したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

14ページから15ページにかけての民生費、社会福祉総務費に計上されています事項7物価高騰対応重点支援給付金に要する経費についてでございます。こちらの給付金につきましては、今回こちらに計上させていただいておりますシステム改修、こちらを7月上旬に行いまして給付金の額を確定させた上で、その後、専決処分等により給付金については予算化してまいりたいと考えておりまして、給付金の給付の時期につきましては8月中旬もしくは下旬を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

21ページ、消防費、消防施設費の委託料の関係のご質問でございました。

今回の補正につきましては、ご指摘のとおり、分筆測量のためのまず委託料50万円になります。今後の予定ということですのでお答えしますと、まず候補地が農地のため、まず今年度、農振除外農転の手続のための用地確定ということをまず進めます。用地が確定しましたら用地買収の交渉に移って、農振手続、農転が確定見込みが立てば整備着工という形になりますので、6年度、7年度の2年間で今のところは考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 13ページのデマンドタクシーについてもう少し伺いたいと思う

んですけれども、タブレットとかスマホで24時間対応できると、乗車の1時間前までということとかなり進歩をするとは思いますが、これ、デマンド今2台運行されていて2台ともこういう対応ができるということによろしいのかどうかというのが1つと、今現在利用されている方で結構スマホを持っていらっしゃる方いっぱいいらっしゃると思うんですけれども、この何というんですか、予約の練習というか講習というか、例えばサロンに行つてこういう形で予約できますよということとかというのは考えていらっしゃるのかどうかを併せて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

今ほどの質問、2台対応できるかということでございますが、2台対応できるというふうに考えてございます。

あと、講習ですとか練習につきましては、そのように対応していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（押山義則） そのほかございませんか。6番。

○6番（松本 昇） 18から19ページの畜産業費の堆肥センター運営に要する経費、備品購入費、マニアスプレッダが930万円となっておりますが、この中での総務部長の説明では国庫補助金を活用してマニアスプレッダを購入すると、村の持ち出しは幾らになるのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

5番の18ページ、19ページの堆肥センターのマニアスプレッダの購入の件でございました。今回、購入費が930万6,000円、このうち国庫補助金が歳入の9ページにもございますが、418万5,000円でございます。残りの512万1,000円につきましては村の持ち出しというよりは農業振興基金、こちらからの取崩しによって行うものでございますので、一般会計からの持ち出しはございません。以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。7番。

○7番（本多保夫） 19ページ、6の12委託料、これ総務部長の説明ですと常勤の職員を置くためだという説明でございましたが、職員ということは行政からの出向者なんかがあるわけなのか、本来、会社関係ですと社員とか従業員とかという言葉が適切かとは思いますが、その辺はどうなのか。今現在は売上げは2億数千万あると思うんですが、黒字だと聞いておりますが、それでも新たに職員だか従業員だか社員だか分かりませんが、送るその理由は何なのか、なぜここに人を増やさなければならないのか、その説明を求めます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

説明では職員というふうなご説明を申し上げましたが、あくまでここで想定してお

りますのは、村づくり株式会社に常勤で勤務する社員という意味での職員という用語でございますので、行政から誰かを派遣する、そういったことは現在想定はしてはございません。また、常勤として勤務いただくこの社員についても現在特定の方を想定しているものではございません。

これにつきましては昨日の一般質問でもお答えしましたように、現在アットホームも含めて様々な課題がある中、この受託する側の村づくり株式会社、こちらのほうがより主体性を発揮しまして業務サービス等の運営面の向上と、現場で直面する問題に柔軟に対応するためには、常勤の業務責任者を置くことが必要なんではないかということで、これらの配置を促進するために今回指定管理料の上乗せという形で補正予算を計上させていただいたというところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 7番。

○7番（本多保夫） ありがとうございます。

今現在、直売所においては矢吹店長さんの下に運営をしているのかなど。その辺になると当然村づくり株式会社の社長ということになるんでしょうけれども、今現在の店長では仕事の量、能力、そういったものが足りないから補充するんだというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

現行の村づくり株式会社の運営体制ですと、社長以下役員については全て非常勤でございます。また、今ほどお話がございました産業振興センター、直売所店長等についてはこの当該産業振興センターの長というふうなことで、そちらのほうを見るというふうなことでございます。能力云々ということではありませんで、ここで想定しておりますのはアットホーム、それから直売所、お食事処たまちゃん、それぞれの施設を統括して業務の責任に当たるという方を想定しているものでございまして、一つ一つの施設の能力云々ということとは想定してございません。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1番。

○1番（館下憲一） 9ページの真ん中辺になります。道路橋梁補助金、今回6月の補正に關しまして1,670万2,000円の減ということでございます。

これ、仕組み上もうやむを得ない部分なんだということで理解はしてございますが、6月でこれだけ減額しなくちゃならないというのは非常に残念なことでありますし、この制度を変えるというのは大変かもしれませんが、やっぱり村として新しいもの、これに取って代わるようなものを何とかしてくれというような強い要望をしていかないと、この制度では事業が続かない限りはどんどん減っていくということになってしまいますし、村のこれからのその道路造り、非常に先が見えないような状況になってしまいますので、これを、こういう状況なのでいろんなところに働きかけて何とか打開するというような、そういう考えあるのかどうかをお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

土木費の国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金、いわゆる社総金でございすけれども、これにつきましては以前にも説明申し上げましたけれども、その市町村のある程度その前の年の予算額等々をベースにしながら次の配分になるというふうなことで、県においても比較的、機械的に配分がなされるというところで、大玉村のようにその年によって予算額の変動がある程度大きなところについては非常に困ったなというところが多いものでございます。

ただ、これについてはその改善について要望事項としても上げておりますし、また組み合わせておりますのが、道路改修の部分というのはどうしてもこの社総金の部分に頼る部分があるんですけれども、もう一つは狭隘道路、いわゆる市街地整備の一環として市街地の中の狭い道路、これを広げて整備するんだと。狭隘道路については道路局所管ではなくて、都市局所管のほうで比較的社総金の交付が見込める、そういったものもありますので、きちんと要望をしていくと同時に、こういった国交省の中でも別な部分の対応等も含めながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 4 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 1 2、議案第 4 5 号「令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございせんか。5 番。

○5 番（斎藤信一） 3 0 ページ、3 1 ページの 1 一般管理費、1 2 委託料、国民健康保険システム改修業務委託料とあるんですけれども、マイナ保険証のほうに移行する関

連で聞きます。内容のほうなんですけれども、マイナ保険証になっていく過程でこれはそのシステム改修なんですけれども、実際に使われている方にどういうふうな説明していくのか、その辺を教えてください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 5番議員さんにお答えいたします。

31ページと国保のそのシステム改修業務委託料に関連してのご質問でございました。今お話しのとおり、マイナ保険証、マイナンバーと健康保険証の一体化の事業ということで、国のほうで令和6年12月から適用を予定しておりまして、それに係るシステム改修のことです。

どういうふうに説明していくかということでございますが、こちらの今回補正したところにも関連するんですが、国のほうでなかなか方針がちょっと定まっていないところではあるんですが、病院のほうのシステムの導入がなかなか進んでいない部分と、マイナンバーについても、国保もカード式にするか、後期高齢のような大きいサイズにするかとか、その辺も含めて検討したりと、いろいろ変更があります。ぎりぎりまでちょっと協議するものですから、説明についてちょっと遅れてしまっているんですが、まずリーフレット、今回その下の通知書作成というところで補正28万6,000円していますので、そういったところの通知でまず説明をしていきながら丁寧な対応をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 国民健康保険、今の基金はどのぐらいあるのか、まず伺います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

基金の残高につきましては、令和6年度当初の数字になりますが、2,438万2,000円になります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 以前からするとかなり基金も減ってきたなというふうに感じるところなんですけれども、令和11年に県下統一の保険料になったときに、この基金というのはどういうふうになっていくのかというのは、まだ全然その辺の見通しというのは出ていないのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問に再度お答えいたします。

基金の取扱いなんですけど、こちら福島県内の各市町村で協議しているところなんですけど、現在のところ基金についてはそれぞれの市町村の財産でございまして、どういうふうにするかについてぎりぎりまで協議を図っていく予定ということで、現在のところはまだ方針は決まってございません。今後分かり次第、皆様のほうにはお知らせできるかと思っております。

以上です。

- 議長（押山義則） ほかにございませんか。  
（「質疑なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。  
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 異議なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 異議なしと認めます。  
よって、これより議案第45号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（押山義則） 日程第13、議案第46号「令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。  
質疑を許します。質疑ございませんか。  
（「質疑なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 異議なしと認めます。  
よって、これより議案第46号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

- 議長（押山義則） 日程第14、議案第47号「令和6年度消防小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約について」を議題といたします。  
質疑を許します。質疑ございませんか。  
（「質疑なし」という声あり）
- 議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第15、請願第1号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長(佐原佐百合) 総務文教常任委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月18日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を審査するため、6月18日午後1時より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため教育総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第1号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することを決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果を報告いたします。

令和6年6月21日

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

大玉村議会議長 押山義則 殿

○議長(押山義則) ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第16、請願第2号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長(佐原佐百合) 総務文教常任委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月18日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を審査するため、6月18日午後1時より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため教育総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第2号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果を報告いたします。

令和6年6月21日

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

大玉村議会議長 押山義則 殿

○議長(押山義則) ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第2号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第17、陳情第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を

求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月18日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、6月18日午後1時より第1委員会室において全委員が出席し、委員会を開催いたしました。

急激な物価上昇や円安の影響により労働者の生活は厳しさを増しており、経済、物価上昇に見合った賃上げは喫緊の課題である現状を踏まえ、政府の積極的な対応の賃上げを行うべきなどの意見が出され、慎重に審査した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和6年6月21日

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信 一

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第18、陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月18日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」審査するため、6月18日午後1時40分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため総務部長兼総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果を報告いたします。

令和6年6月21日

総務文教常任委員会委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第19、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加辞議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）  
配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」、議員発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」及び議員発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」、「議員派遣の件について」が、提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」、議員発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」及び議員発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」、「議員派遣の件について」をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第2号から議員発議第5号まで、「議員派遣の件について」を、それぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」及び追加日程第2、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」は関連がありますので、一括して上程いたします。

追加日程第1、議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」及び追加日程第2、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」、提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（館下憲一） 議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定に提出します。

令和6年6月21日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 館下憲一

賛成者 大玉村議会議員 佐原佐百合

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣

国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっている。福島県においても35市町村が無償化、一部補助が19市町村に及び、値上げ分のみ補助などを加えれば95%を超える自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられる。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改正された「学校給食法」第一条で学校給食は教育の一環であることが明記された。また、2005年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられている。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかである。さらに、1961年参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員（当時）が、（義務教育無償について）「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えております」とし、当時は財政上できないが、「次の飛躍を期する」と述べている。実際にその後、教科書は無償となったが「食育の教科書」ともいえる学校給食は無償となっていない。現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われているが、本来は、国が行うべきものであるといえる。実際に、先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子どもたちにとって友達とふれあう楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成のうえできわめて重要な役割を果たしていることが再認識された。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっていたりという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。学校給食費無償化の全国的広がりとは並行してこの問題は重大化している。しかもそれは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって乗じる問題である。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国としてとること以外にこの問題を解決することはできない。

文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し2018年7月にその結果を発表した。それによれば、当時は全国で76自治体が無償化措置をとっているとされている。文部科学省の当時の分析は過疎地における人口流出対策とした。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても「少子化対策」の一環として位置づける場合が少なくないが、有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結びつける自治体もある。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性をもっている。以上のことから次のことを強く求める。

1. 学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山 義 則

続きまして、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月21日

大玉村議会議長 押山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 舘 下 憲 一

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

提出先 福島県知事、福島県教育長

県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかで子育てを余儀なくさせられている。こうした状況を受け、県内の35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取り組みとして全国に誇るべきものといえる。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかつたり、一部補助にとどまっていたりという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年10月から全県で小中学校の無償化を実施することを決めた。また、和歌山県や東京都では給食費の2分の1を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化された。

千葉県や香川県では、第3子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援が広がっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県として積極的な施策が必要である。「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、次のことを強く求める。

1. 県として学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山 義 則

○議長（押山義則） 議員発議第2号及び議員発議第3号の趣旨説明が終わりました。  
提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

追加日程第1、議員発議第2号「国に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議員発議第3号「県に学校給食費無償化を実施することを求める意見書について」を採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、議員発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番。

○9番（鈴木康広） 議員発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月21日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴木康広

賛成者 大玉村議会議員 武田悦子

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定

をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員などの雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティーネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、本村議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1. 福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的姿勢を踏まえ相応の引き上げを行うこと。

2. 中小企業等が原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引き上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。

3. 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示しており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に務めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山 義 則

以上、よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第4号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第4、議員発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意

見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番。

- 3番（菅原貴子） 議員発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」  
地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則  
第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月21日

大玉村議会議長 押山 義則 殿

提出者 大玉村議会議員 菅原 貴子

賛成者 大玉村議会議員 松本 昇

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、  
厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、  
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）  
地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害に対する防災・減災や災害復旧への対応を迫られるなか、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要または不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人材費の確保まで含めた地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、政府に次の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人材費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自

律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。

8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山 義 則

○議長（押山義則） 議員発議第5号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第5号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第2回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時06分)